

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

1 現年度分

(1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和元年度				令和2年度
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
町税	町税	総務部税務課	99.6	99.7	17,848,491	365	99.6
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	100.0	100.0	0	0	100.0
幼稚園使用料	非強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	100.0	100.0	0	0	100.0
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部教育総務課	100.0	99.9	21,000	1	100.0
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	100.0	99.9	6,000	2	100.0
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	2.9	8,076,940	2	0.7
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	24.7	3.4	2,842,135	2	2.1
生活保護法63条返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	33.3	100.0	0	0	—
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	90.1	118,710	2	100.0
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	—	99.1	472,000	5	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.5	35,000	2	100.0
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	100.0	99.2	42,000	5	100.0
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	100.0	84.8	22,900	2	100.0
電柱等土地使用対価	非強制徴収公債権	総務部総務・債権管理課	100.0	97.7	1,500	1	100.0

※1 「町税」（債権名）とは、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税及び都市計画税の総称

※2 平成26年6月30日以前に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、非強制徴収公債権

※3 平成26年7月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権

※4 平成30年9月30日以前に町長が支弁した保護費の費用に係る返還金は、非強制徴収公債権

※5 平成30年10月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権（一部例外あり）

(2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和元年度				令和2年度
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	96.4	97.4	17,812,631	238	97.0
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	99.8	99.9	831,117	29	99.8
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	99.3	99.6	2,390,410	77	99.3

(3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和元年度				令和2年度
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額		目標徴収率
			%	%	円	人	%
水道料金	私債権	上下水道部業務課	91.0	90.7	49,466,399	13,757	91.0
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	91.0	78.4	88,732,957	25,271	78.8
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	99.0	98.0	58,200	2	99.0

※6 令和元年5月31日現在での実績徴収率は99.6%、滞納額は2,125,348円（438人）

※7 令和元年5月31日現在での実績徴収率は97.8%、滞納額は9,156,327円（401人）

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

2 滞納繰越分

(1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和元年度						令和2年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
町税	町税	総務部税務課	円 243,200,511	円 23,104,049	% 9.5	円 23,980,765	% 9.9	円 348,796	円 236,719,441	円 22,488,347	% 9.5
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	2,742,660	1,198,190	43.7	809,000	29.5	0	1,933,660	800,390	41.4
幼稚園使用料	非強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	—	—	—	—	—	—	0	—	—
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部教育総務課	—	—	—	—	—	—	21,000	21,000	100.0
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	26,100	26,100	100.0	13,200	50.6	0	18,900	18,900	100.0
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	1,700,563	480,824	28.3	60,824	3.6	0	9,716,679	366,000	3.8
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	2,177,258	575,300	26.4	2,045,958	94.0	0	2,973,435	161,300	5.4
生活保護法63条返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	537,341	232,446	43.3	122,446	22.8	0	414,895	120,000	28.9
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	—	—	—	—	—	118,710	118,710	100.0
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	504,100	504,100	100.0	504,100	100.0	0	472,000	472,000	100.0
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	—	—	—	—	—	—	35,000	35,000	100.0
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	52,500	52,500	100.0	52,500	100.0	0	42,000	42,000	100.0
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	1,675,200	757,000	45.2	56,400	3.4	0	1,641,700	700,000	42.6
常任委員会等録音物反訳業務違約金	私債権	議事事務局議会総務課	21,785	21,785	100.0	0	0	0	21,785	21,785	100.0
電柱等土地使用対価	非強制徴収公債権	総務部総務・債権管理課	—	—	—	—	—	—	1,500	1,500	100.0

(2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和元年度						令和2年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	円 63,011,702	円 18,200,000	% 28.9	円 16,560,121	% 26.3	円 3,718,877	円 60,545,335	円 15,960,665	% 26.4
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	1,552,310	756,285	48.7	590,076	38.0	479,898	1,313,453	525,381	40.0
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険課	4,307,370	1,191,309	27.7	1,119,010	26.0	1,330,740	4,248,030	1,053,481	24.8

(3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和元年度						令和2年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
水道料金	私債権	上下水道部業務課	円 48,392,935	円 47,667,041	% 98.5	円 47,898,921	% 99.0	円 21,502	円 49,938,911	円 49,439,522	% 99.0
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	87,361,362	85,614,135	98.0	86,991,510	99.6	9,611	89,093,198	88,736,825	99.6
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	708,780	101,480	14.3	165,130	23.3	0	601,850	79,440	13.2

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町税〔町税〕（総務部税務課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 「翌年度に繰り越さない」を念頭に、早期納付を促すため、納付勧奨を実施した。 また、管理職を含めた打合せを行い、困難案件の相談や今後の進行管理等、課内における情報の共有を図り、担当職員の意識及び能力の向上に努めた。 さらに、早期解決を図るため、財産調査や処分等を実施した。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、早期納付を促すための納付勧奨を実施する。 また、新型コロナウイルスなどの影響により所得の減少や失業等により納付が困難な方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行う。</p>
<p>【滞納繰越分】 高額滞納者案件を大阪府と府内市町村が共同で徴収事務を行う、大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町では従来どおり積極的に滞納整理を行った。その一方、納付の意思があるものの、失業や廃業、病気等により納付が困難な滞納者に対しては、きめ細やかな納付相談（分割納付や徴収猶予）や滞納処分の停止等、法令を順守した滞納整理に努めた。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、高額滞納者案件を大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町でも従来どおり積極的に滞納整理に努める。 また、滞納処分についても、早期解決を念頭に、財産調査や納税交渉等を精力的に実行するが、新型コロナウイルスなどの影響により所得の減少や失業等により納付が困難な方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行う。</p>

○保育所保育料〔強制徴収公債権〕（教育こども部子育て支援課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加え、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、納付指導を徹底し、納付意識の向上に努めた。これらにより、短期かつ少額のうちに滞納金を徴収することができ、前年度に続いて、全額を徴収することができた。 なお、幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児に係る保育料については、令和元年10月から全て無償となった。</p>	<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった段階で、電話による催告若しくは在籍園を通じた催告又は納付指導を徹底して行う。催告等に従わず、悪質な滞納と認められる場合には、現年度中における滞納処分の執行を視野に入れつつ、滞納の未然防止及び早期徴収の取組に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者に納付計画及び収支状況を申告させるとともに、残高の通知や繰上納付の督促を随時行うことにより、納付意識の向上及び資力に応じた継続的な回収に努めた。 この結果、残る6世帯中1世帯について全額回収するとともに、滞納残高が100万円を超える高額滞納世帯の数もゼロにすることができた。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、分納管理の徹底及び残高通知等による積極的納付の意識付けを図るとともに、完納に要する期間が2年を超える滞納者については、必要に応じて面談や財産調査を行い、資力に応じた回収を進めていく。 また、法令上、整理をすることが適当であると認められる債権については、これを適切に整理することにより、一層適正な債権管理を図る。</p>

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○幼稚園使用料〔非強制徴収公債権〕（教育こども部子育て支援課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加え、電話催告を行って納付を促すようにすることにより、前年度に続いて、全額を徴収することができた。 なお、幼児教育・保育の無償化により、保育料（本料）及び就労支援型幼稚園に係る預かり保育料については、令和元年10月から全て無償となった。</p>	<p>【現年度分】 預かり保育に係る保育料は施設での当日払であるため、基本的に、滞納は生じない。事情により、万一、当日の納付がされなかった場合には、その翌日に納付するよう園から直接指導を行い、即時の徴収を図る。</p>
<p>【滞納繰越分】 該当なし。</p>	<p>【滞納繰越分】 該当なし。</p>

○学童保育室保育料〔非強制徴収公債権〕（教育こども部教育総務課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 電話での連絡及び簡易書留にて、督促状（最後通告）を通知した。</p>	<p>【現年度分】 定期的な電話連絡及び簡易書留にて、督促状（最後通告）を通知する。</p>
<p>【滞納繰越分】 該当なし。</p>	<p>【滞納繰越分】 督促状の通知に加え、自宅訪問を実施する。</p>

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○し尿処理手数料〔非強制徴収公債権〕（都市創造部環境課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 平成30年度99.5%、令和元年度99.9%と、高水準を維持しており、今後も適正な徴収に努める。</p>	<p>【現年度分】 適切な徴収に努め、全額徴収を目指す。</p>
<p>【滞納繰越分】 令和元年度に納付のあった分を除き、滞納者4名となっている。臨戸徴収の結果、居住不明の事案が確認されたが、その他の案件については、今後も臨戸徴収を行うなど適正な徴収に努める。</p>	<p>【滞納繰越分】 隔月で、居住者宅を訪問し督促を行う。 また、全額一括回収が難しい場合は、分納誓約させ確実な回収に努める。</p>

○生活保護法78条徴収金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 3件新規設定。3件とも福祉事務所管理による分割納付のため、納付不履行は発生していない。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 4件の内2件は、分割納付があり、1件は完納、1件は分割納付継続中である。残りの2件については、支払督促の事務を進めたが、過去の徴収事務の検証に時間を要したこと等から、支払督促を行うには至らなかった。</p>	<p>【滞納繰越分】 6件の内4件は福祉事務所管理による分割納付を継続する。令和元年度に納付がなかった2件については、過去の徴収事務を検証し、支払督促申立を行う。</p>

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○生活保護法78条徴収金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 5件新規設定。2件については、分割納付により完納。残りの3件の内1件については、福祉事務所管理による分割納付であるため、納付不履行は発生していない。2件については、非強制徴収公債権分を優先に納付しているため、全て未納である。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生した際には、早期徴収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 4件の内2件は、分割納付により完納したが、2件は納付不履行が続いている。</p>	<p>【滞納繰越分】 5件の内3件は福祉事務所管理による分割納付を継続する。納付不履行が続いている2件については、納付催告を行い、納付がなければ、預貯金の差押え等の滞納処分を検討する。</p>

○生活保護法63条返還金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2件新規設定。2件とも一括納付により完納した。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生した際には、早期徴収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 4件の内3件は、分割納付があり、1件は完納、1件は福祉事務所管理による分割納付のため、納付不履行は発生していない。1件は、納付不履行が続いている。残りの1件については、督促をしたが納付が一度もなく、裁判所により免責が許可されたことから、徴収不能となった。</p>	<p>【滞納繰越分】 2件の内1件は、福祉事務所管理による分割納付を継続する。令和元年度から納付不履行が続いていた1件についても、令和2年6月から、福祉事務所管理による分割納付となったため、納付不履行は発生しない見込みである。</p>

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○生活保護法63条返還金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 11件新規設定。9件は一括納付もしくは分割納付により完納した。残りの2件の内1件は、福祉事務所管理による分割納付のため、納付不履行は発生していない。1件は、分割納付継続中である。</p>	<p>【現年度分】 債権が発生した際には、早期徴収に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 該当なし。</p>	<p>【滞納繰越分】 2件の内1件は、福祉事務所管理による分割納付を継続する。1件については、毎月、納付状況を確認し、滞納が確認された場合、電話・訪問等により督促する。</p>

○町営住宅使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99%を達成している。</p>	<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。 ただし、本年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇止め等も生じていることから、個別に柔軟に対応し、徴収事務を進めるもの。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成している。</p>	<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。 なお、例年は滞納の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく町営住宅の明渡請求を行っているが、本年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇止め等も生じていることから、個別に柔軟に対応し、徴収事務を進めるもの。</p>

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町営住宅駐車場使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率100%を達成している。</p>	<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付や臨戸訪問等を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。 ただし、本年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇止め等も生じていることから、個別に柔軟に対応し、徴収事務を進めるもの。</p>
<p>【滞納繰越分】 該当なし。</p>	<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等を継続するとともに、遅延損害金の徴収を実施し未収金の早期回収を図る。 また、滞納額の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく駐車場の使用許可の取消を行う。 なお、例年は滞納の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく町営住宅の明渡請求を行っているが、本年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇止め等も生じていることから、個別に柔軟に対応し、徴収事務を進めるもの。</p>

○町営住宅共益費〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99%を達成している。</p>	<p>【現年度分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。 ただし、本年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇止め等も生じていることから、個別に柔軟に対応し、徴収事務を進めるもの。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成している。</p>	<p>【滞納繰越分】 毎月、滞納者への督促状の送付、臨戸訪問等による催告や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。 なお、例年は滞納の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく町営住宅の明渡請求を行っているが、本年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇止め等も生じていることから、個別に柔軟に対応し、徴収事務を進めるもの。</p>

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○奨学貸付金返還収入〔私債権〕（教育子ども部教育総務課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 1名については繰上げて完済された。また、電話により督促を行い、残りの者についても一部の債権回収を行った。</p>	<p>【現年度分】 滞納が生じないよう、返還の進捗を見つつ、納付が見られない場合は電話等で催告を行う。 滞納が著しいものについては、電話・訪問による催告、及び保証人への催告を行う。</p>
<p>【滞納繰越分】 電話による督促や色付き封筒による納付書送付等を行った。</p>	<p>【滞納繰越分】 分納誓約通りの返還を行っている者については、返還の進捗を見つつ、納付をしない場合については電話等で催告を行う。 滞納の著しい者については、電話・訪問による催告及び保証人への催告を行う。</p>

○常任委員会等録音物反訳業務違約金〔私債権〕（議会事務局議会総務課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 該当なし。</p>	<p>【現年度分】 該当なし。</p>
<p>【滞納繰越分】 平成29年3月1日をもって破産手続が廃止されているが、その後、官報により動向を注視した。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、官報により動向を注視する。</p>

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○電柱等土地使用対価〔非強制徴収公債権〕（総務部総務・債権管理課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 例年、12月頃に年間使用料を請求しているもので、当該者においては、長年に渡り滞りなく納付していたため、納付状況の確認を怠っていた。3月末に未納であることが発覚し、直ちに当該者に対し電話連絡を取ろうとしたが、新型コロナウイルスの影響により、事業所が閉鎖されていたため、回収できなかったもの。納付状況の確認を怠ったことが原因であると考え。</p>	<p>【現年度分】 前年度までは納付期限を設けず請求事務を行っていたが、今年度からは納付期限を設けるとともに納付状況の確認を怠らず、徴収事務を徹底する。</p>
<p>【滞納繰越分】 該当なし。</p>	<p>【滞納繰越分】 滞納者との連絡が取れ、直ちに納付するに至った。</p>

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

3 取組評価等

(2) 特別会計

○国民健康保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 滞納者との納付相談の際には、現年度分納付と並行して滞納額を解消する納付計画を前提として折衝を行った。その結果、実績徴収率が97.38%と高い水準を維持し、平成30年度と比べて0.5ポイント上昇した。</p>	<p>【現年度分】 納付が困難な者に対してはきめ細やかな納付相談等に応じ、現年度を納付と並行した滞納額の解消、または滞納保険料を発生させないよう努める。上半期の高額現年度分未納者に対しては、早期に財産調査を開始し、年度内の滞納処分を実施する。</p>
<p>【滞納繰越分】 毎月の督促に加えて、年4回の催告状の送付を実施した。 2名の徴収支援員の配置による、滞納者全件の財産調査、資力が確認できた世帯に対する積極的な徴収業務や、資格喪失手続きをしないまま社会保険に加入した者の資格整理による滞納調定額の減少を実現した。 しかしながら、金額面で効果の大きい滞納者に対しては、これまでに処分等が既になされており、今年度の実績回収率は昨年度から1.19ポイント減少した。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き徴収支援員を2人任用しており、滞納世帯の財産調査結果を精査し、資力のある世帯については滞納処分を含め、積極的に徴収を行っていく。 また、年金ネットを活用し、社会保険加入済みであるにもかかわらず、資格喪失手続きを行っていない者の資格整理を継続し、滞納調定額の適正化を試みる。</p>

○後期高齢者医療保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 後期高齢者医療は徴収方法は、原則が特別徴収である。年齢到達により新規資格取得する被保険者の中には、特別徴収に切り替わるまでの普通徴収期間に滞納が発生するケースが散見される。新規滞納者を発生させないかが高徴収率維持に不可欠である。 新規資格取得者への被保険者証送付時に口座振替勧奨を行い、また納付期日未納者に納付勧奨通知を送付により滞納を防ぐ取組みに努めた。結果として徴収率99.9%となり、前年度同様の高水準を維持した。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、毎月年齢到達時の資格取得者に対し、被保険者証送付時に口座振替の勧奨を行うとともに、納付期日未納者に納付勧奨通知を送付するなど、年齢到達時の資格取得時以降の滞納を防ぎ、滞納保険料を発生させないよう努める。 上半期の段階で未納が発生している滞納者には早期に財産調査を開始し、年度内に滞納処分の手続きを進め、高い水準の徴収率の維持及び改善に努める。</p>
<p>【滞納繰越分】 滞納者に対し、催告書、電話催告、滞納者全員の財産調査を行い資力の有無を判断したうえで、差押え予告書を送付した。被保険者は年金生活者が多く、資力の面で即時徴収を求めることが困難な滞納者が増加傾向にあることから、徴収率は38.0%と前年度を3.4ポイント下回る結果となった。</p>	<p>【滞納繰越分】 今年度においても、催告書及び差押え予告書の送付、差押えの回数にこだわり、資力のある滞納者に対しては、毅然とした態度で対応し徴収を進める。 また、国民健康保険・介護保険の徴収とも密接に関わっていることから、各担当職員と密に情報交換を行いながら、連携を図るとともに、課全体で徴収率が改善できるよう尽力していく。</p>

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

3 取組評価等

(2) 特別会計

○介護保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 保険料の納付が確認できない場合は、督促状を送付し、それでも納付されない場合には催告書を送付するなど保険料の納付を促した。また、資力が確認できた場合には差押えを行い、更なる徴収率の向上を図った。 その結果、前年度と同様の実績徴収率となり目標徴収率を0.3ポイント上回ることができた。</p>	<p>【現年度分】 前年度は、催告書の送付時期を見直すことで収納率の上昇を図った。今年度においても前年度と同様の対応を行う。また、介護保険制度が相互扶助で成り立っていることや納付書で納付している者に対して口座振替への切替の勧奨を行う。 なお、給付制限のかかる可能性のある者については、電話による納付勧奨を行い、保険料の納付を促す。</p>
<p>【滞納繰越分】 令和元年度においては、催告書を年に3回送付して保険料の納付を促した。 また、徴収支援員に協力を得ながら滞納者全員の財産調査を実施し、資力が確認できた滞納者に対しては積極的に徴収業務を行った。 実績回収率については、目標回収率には届かなかったものの前年度から5.3ポイント上昇し26.0%となった。</p>	<p>【滞納繰越分】 毎月送付している督促状に加えて、催告を行い、自主納付を促す。 また、税や国民健康保険等の他の徴収担当職員や徴収支援員と連携し、前年度に引き続き滞納者全員に財産調査を行い、資力を確認したうえで徴収活動を行う。</p>

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

3 取組評価等

(3) 公営企業会計

○水道料金〔私債権〕（上下水道部業務課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2か月に一度の給水停止を実施して徴収強化に努めてきたが、目標徴収率と比べ、0.3ポイント低くなった。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施して徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 催告書の送付、給水停止にあわせて徴収を実施し、前年度と比べ、0.5ポイント上昇することができた。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、2か月に一度の給水停止を実施して徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>

○下水道使用料〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めてきたが、令和元年度より公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等が適用されたことに伴い、2月・3月調定分が4月・5月に水道会計から入金されるようになったため、目標徴収率と比べ、12.6ポイント下回った。</p>	<p>【現年度分】 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努め、目標徴収と比べ1.6ポイント上昇した。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、2か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、滞納者の実態把握を行い、納付の勧奨を進めていく。</p>

令和2年度徴収計画／令和元年度実施状況

3 取組評価等

(3) 公営企業会計

○受益者負担金〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

令和元年度における取組の評価	令和2年度における取組の方針
<p>【現年度分】 前納報奨金制度の周知など、納期内納付の勧奨を進めるとともに、納付書の定期的な送付など実施したが、目標徴収率に達することができなかった。</p>	<p>【現年度分】 前納報奨金制度の周知など、納期内納付の勧奨を進めるとともに、下水道への早期の接続も併せて進めていくことで、受益者負担金への理解を得ながら、徴収事務を進めていく。</p>
<p>【滞納繰越分】 督促状及び催告書の送付を実施し、滞納者と直接交渉をし滞納繰越分の圧縮に努めたことで、目標回収額を上回ることができた。</p>	<p>【滞納繰越分】 引き続き、催告書の送付を実施し、また滞納者の実態調査に努め、滞納繰越分の圧縮に努めることとする。</p>